

食安検発0117第1号
平成24年1月17日

各検疫所長 殿

検疫所業務管理室長
(公印省略)

ブラジル産小麦の取扱いについて

標記については、基準値を超える残留農薬（メタミドホス）が検出されたことから、平成20年6月13日付け食安検発第0613001号「ブラジル産小麦の取扱いについて」により、検査命令を行うこととし、計画輸入の対象品目として取り扱わないこととしたところです。

今般、平成23年12月28日付け食安輸発1228第1号「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について」により残留農薬（メタミドホス）の検査命令が解除され、食品衛生法施行規則第32条第4項第4号に該当するおそれがなくなったことから、昭和61年3月31日付け衛検第91号に基づきその旨を公示するとともに、別記様式第3号に基づき通知した輸入者に対しては、本通知内容を情報提供するようよろしく申し上げます。